

論 説

AI時代におけるパーソナルデータの法的性質 ——その「光」化およびプライバシー権の揺らぎを踏まえて

朱 曄

一、はじめに

デジタル技術革新が日々進む近代社会において、AIの凄まじい発展が人々を驚かせている。こうしたAIが大活躍の時代において、技術の更なる進化を支える柱とも言えるのはパーソナルデータである。パーソナルデータ概念は、従来の個人情報という概念に類似するものとして使用されており、プライバシー保護の対象であると一般的に考えられている。しかし、デジタル社会において、プライバシーに関わる権利は果たしてどのような変貌を見せ、如何なる内容を有するものに変化したのかは、大きな難問として浮き彫りになったと言えよう。

従前、私法上の紛争問題を解決する際に、プライバシーの権利が「私生活のみだりに公表されない権利」、または「ひとりで放っておいてもらう権利」として理解されてきた。また、現状ではプライバシー侵害は、名誉毀損や人格権への侵害として位置づけられる場合が多いにもかかわらず、その意味は判然とされておらず、判例においてもプライバシーという言葉の使用を避け、問題となっている法益の内容を直接議論することもしばしば見られると言われている¹。しかし、AIの技術革新に伴い

¹ 窪田充見編集『新注釈民法(5)債権(8)』(有斐閣、2017年)526頁(水野謙)。

情報環境が大きく変貌したため、プライバシーに関する法理論は更なる混迷を見せている。日本の現状を概観すると、事実上憲法学界の議論は民事訴訟の法的理論および実務にも大きな影響を与えている。そして、憲法の理論状況を見ると、従来プライバシー権について、いわゆる自己情報コントロール権説が通説とされてきたが、近時、通説を批判し、プライバシー権論を様々な角度から提唱する見解が現れ、百花繚乱な様相を呈していると言えよう。

他方、AI時代においてパーソナルデータの経済的価値が向上しており、「21世紀の石油」とも言われているパーソナルデータの性質は大きな変貌を見せている。確かに、パーソナルデータ発生 of ルーツを辿っていくと、それはプライバシーの側面を有するが、しかし、高度情報化社会へと変化してきた今日では、プライバシー権という曖昧な概念を用いて多岐にわたるパーソナルデータを包括的に説明するのは、極めて困難ように思われる。

概して言えば、AI時代では、パーソナルデータの経済的・財産的価値が著しく向上している。こうした社会情勢および最高裁²が排他的な権利として承認したパブリシティ権(right of publicity)³の本質に鑑みると、パーソナルデータ提供者の権利は、パブリシティ権の進化による新型の財産的権利でもありと言えよう。また、パーソナルデータを権利の客体とし、普通の人々を権利主体とする「市民データ権(right of civil data)」⁴は、経済的な利益を排他的に支配することのできる権利であり、AI時代の必然的な産物であると考えられよう。

² 最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁。

³ パブリシティ権は、著名人の氏名や肖像から発生する顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利であるとされている。東京高裁平3年9月26日(判時1400号3頁、判タ772号246頁)。

⁴ 朱曄「民事法の視点から見たスマートシティ実現に向けての課題解決—AI技術の進化による『市民データ権』の誕生」静岡法務雑誌12号(2021年)197-202頁は、理論的模索を行っている。

もっとも、AI時代では、デジタル経済を促進するために、パーソナルデータの利活用が必要不可欠である。そのデータ駆動型経済を実現するに当たり、データ提供者と利用者間での合意形成に非常に有益と考えられるのは、データ信託の仕組みである⁵。また、データ信託を土台とした法的メカニズムを誕生させる前提としては、パーソナルデータを信託財産とされる必要性が生じるであろう。

以上のような状況を踏まえて、本稿は、日本におけるプライバシー権をめぐる議論状況および判例の概観を踏まえつつ、AI時代における、「市民データ権（right of civil data）」の客体であるパーソナルデータの性質を検証した上で、その法的位置づけなどを明らかにしたい。

二、憲法上におけるプライバシーの概念

1、概観

(1) 論者の基本的スタンス

日本において、プライバシーの概念をめぐる、憲法と民法とでは議論の方向性については若干相違が存在していると言えよう。概して言えば、憲法上におけるプライバシーに関する議論は、国家を拘束する理屈となっており、憲法上の人権規定に基づいて学説が展開される。議論が行われる際に、国家権力が侵害者として想定されている傾向が見られる。

また、国家権力を警戒するという基本スタンスを前提として展開される憲法の議論は一般的に次のような特色が見られる。つまり、憲法の原則や価値観を尊重し、政府機関や他の権力機関が憲法に基づいて行動することを促進する。また、権力の濫用や権威主義の傾向が現れた場合には、憲法学者はそれに対して批判的な視点を提供し、公共の関心を喚起

⁵ 朱曄「AI技術革新と高齢者のデータ『銀行』をめぐる法的模索」立命館国際地域研究55号（2022年）13-21頁は、データ信託の枠組みの有効性を考察している。

する役割を果たしている。学者の多くは憲法の信頼性や有効性を高め、民主主義の原則を守るために活動している。すなわち、憲法学者は権力の行使に対して警戒し、憲法の枠組み内での適切な権力の行使を奨励する役割を担っている。

(2) プライバシーをめぐる権利の実現

憲法条文上、プライバシーを保障する基本規定が存在しておらず、通常13条がプライバシーに関する法的根拠とされている。さらに、学説の多くは、人間が自律的存在であるために不可欠な権利であった、憲法13条が保障する幸福追求権の中に含まれていると考えている。具体的には、憲法上の基本権としてのプライバシーをめぐる、通説的立場を占めてきた見解(自己情報コントロール権説)は、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を『どの範囲で開示し利用させるか』を決める権利」と定義している⁶。また、自己情報コントロール権説の背景には、自己情報の取扱いを本人が決定するという自己決定の観念があると指摘されている⁷。

なお、個人情報の類型・性質は多種多様のため、特定の個人が識別できる情報がすべてプライバシー情報に該当するわけではない。そのため、佐藤教授は、憲法13条に基づく個人に関する情報を、個人の道徳的自律の存在としての個人の実存に関する情報(プライバシー固有情報)と個人の道徳的自律の存在に直接関わらない外的事項に関する個別的情報(プライバシー外延情報)と区別した上、プライバシー外延情報については、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得、保有、利用しても、

⁶ 佐藤幸治『日本国憲法論(第2版)』(成文堂、2020年)203頁。

⁷ 曾我部真裕「自己情報コントロール権は基本権か?」憲法研究、第3号(2018年)73頁。

直ちにプライバシーの侵害とはならないと主張している⁸。

もっとも、注意すべきは、プライバシーの概念は非常に曖昧であり、概念に関する理解をめぐっては、欧米においても相違が見られる。米国では憲法上のプライバシーについて、公権力からの「自由」としての側面が重要視されているのに対し、欧州においては人間に共通する属性の「尊厳」が強調され、国家の介入よりも社会的関係において強調される傾向が見られる⁹。

2、プライバシー権の形成に関する3期の整理

デジタル社会のすさまじい発展を注視した上で、プライバシー権論について独自の理論展開を唱える山本教授は、プライバシー権を3期に棲み分けしている¹⁰。すなわち、第1期プライバシー権は、私生活上の秘密を他者の視線・眼差しから隠す私生活密匿権として生まれた。第2期プライバシー権においては、1960年代後半に、情報技術が発展するとともに、「情報論的転回」が生じ、議論の焦点は、個人に関する情報のコントロールへと移った。1970年に発表された佐藤教授の「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察」は公表され¹¹、その後、プライバシー権に関する学説が“濫立”する局面を迎えるようになった¹²。そして、1990年代後半に入ると、焦点を個々の情報のコントロールから、情報システムの構造やアーキテクチャに置く「構造論的転回（structural

⁸ 佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣、2008年）438頁、490頁。

⁹ James Q. Whitman, *The Two Western Cultures of Privacy : Dignity Versus Liberty*, 113 YALE L. J. 1151, 1161-1162 (2004)。

¹⁰ 山本龍彦『プライバシーの権利を考える』（信山社、2017年）3頁以下を参照。

¹¹ 佐藤・前掲注(8)259頁以下を参照。

¹² 渋谷秀樹『憲法（第3版）』（有斐閣、2017年）407頁は、一連の議論の多くは「自己情報の開示・非開示、そして開示する場合はその内容について相手に応じて自分が決定できることにその核心部分があり、それは自己情報のコントロールという定義の中に吸収できる」と指摘している。

turn)」が起こった¹³ため、近代社会は、システム構造やアーキテクチャを重要視する¹⁴第3期プライバシー権を迎えていると理解されている。

また、第2期と第3期の相違について、山本教授は次のように述べられている¹⁵。第1に、「いわゆるプライバシー外延情報の収集であっても、表面上揚げられる正当な保有・利用方法を担保する『構造』が備わっていなければ、プライバシー権を不当に侵害するものと評価されることになる」と強調している。第2に、「プライバシー固有情報と外延情報との関係である。周知の通り、フリードの議論に依拠する佐藤説では、プライバシー権の核心が、親密な人間関係の形成にとって重要な固有情報(センシティブ情報)のコントロールに置かれ、固有情報と外延情報との間に明確な線が引かれた。前者についてはその取扱い自体が原則禁止され、開示・不開示が本人の厳格な管理下に置かれる—自己決定に服する—のに対して、後者については事が起きないと権利侵害が認定されないのである。しかし、…現在ではプロファイリング技術により、外延情報の分析から(本人が開示を決定していない)固有情報を自動的に、また高精度に推知することが可能になっており、かつ、“データ=資源”という観点から情報管理者にこれを行う誘因が強く働くようになっている。そうすると、この「誘因」を統御するための構造、例えば、外延情報の結合を抑止し、固有情報の推知を防ぐための構造がなければ、固有情報と外

¹³ 山本・前掲注(10)7-11頁。

¹⁴ 山本龍彦「自己情報コントロール権について」憲法研究、第4号(2019年)44頁は、「IoT、クラウド、AIといった情報通言技術の劇的發展により、ネットワークと接続されている状態が我々の生活において「自然」(ベースライン)となり、情報収集が常態化した上、かかる情報の保存・分析・連携も極めて容易になったこと、“データ=資源”との思考の下、情報管理者にはより多くの情報を収集し、分析しようとする強い誘因が絶えず働くようになったことを背景としている。こうした状況の下では、収集後の個人情報の取扱いを明確にし、情報管理の構造・アーキテクチャを堅牢なものにしない限り、濫用や漏洩のリスクが常に存在することになり、個人が表向き語られる利用目的に同意したとしても、濫用等への不安が継続してしまうことになる(収集時の自己決定の形骸化・無意味化)」と指摘している。

¹⁵ 山本・前掲注(14)45-46頁。

延情報の差は極めて相対的流動的なものとなるだろう。換言すれば、第2期の議論が前提としてきた固有／外延の区別は、両者を区別するための「構造」があって初めて意味をなすように思われるのである。この点で、第3期プライバシー権論は、外延情報を外延情報にとどめおく構造がなければ、外延・固有とを峻別し得ない—外延情報も広く自己決定の対象とすべき—と説明されている。

三、プライバシー侵害に関する判例の概観

1、判例に関する全体的な動き

プライバシー侵害に関する判例を鳥瞰すると、権利が最初に認められたのは、1964年の「宴のあと」事件であり、本事件では、プライバシー権の根拠を明らかにし、権利の救済要件をも明確にした。本事件は古典的なプライバシー権を確立する上ではシンボリックな存在である。

しかし、情報社会に入ることに伴い、監視社会への懸念が高まったため、判例も異なる様相を呈していた。そこで、プライバシー権の侵害をめぐる事例は、二つの系列が見られる。すなわち、「プライバシーに属する情報」に関連するもの、および「プライバシーに係わる情報」に関するものに大別されている。

実際、「プライバシーに属する情報」の表現が見られる最高裁判決では、内容が機微にわたる、センシティブな情報に関連するものが多いため、憲法学者がいう「プライバシー固有情報」に類似しており、すなわち、「思想・信条・精神・身体に関する基本情報、重大な社会的差別の原因となる情報」と理解されている¹⁶。

他方、「プライバシーに係わる情報」は、憲法の学説における「プライ

¹⁶ 佐藤・前掲注(8)490頁。

「プライバシー外延情報」という概念に親近するものであり、佐藤教授によれば、「プライバシー外延情報」は「道徳的自律性に直接かかわらない外的事項に関する個別の情報」であり、この情報については、「公権力が正当な政府目的のために、正当な方法を通じて収集・保有・利用」しても、直ちにはプライバシー権侵害にならないが、「悪用されまたは集積利用される時」は、プライバシー権侵害の問題が生じると唱える¹⁷。また、「プライバシー外延情報」については、「大量に集積され、広汎に利用することが可能になると」、個人の道徳的自律性が脅かされることになる¹⁸。つまり、「プライバシー外延情報」のような個人の道徳的な自律性の存在に直接関わらない外的事項に関する情報については、それを侵害したからといって、当然憲法の保障を受けるわけではないのである。

以下では、プライバシー権誕生の証である「宴のあと」事件および情報プライバシー権をめぐる典型的な判例を取り上げて、その中身を概観することとしたい。

2、プライバシーの権利に関する判例の概観

(1) プライバシー権の確立—「宴のあと」事件¹⁹

1964年のいわゆる「宴のあと」事件は、日本においてプライバシー権が最初に認められた事件である。本件の原告は、外務大臣を務めた後に東京都知事選挙に立候補した政治家の有田八郎である。作家である三島由紀夫は、小説「宴のあと」を執筆し、「中央公論」に連載した後に、新潮社より単行本として出版した。小説は仮名の使用ではあるが、有田八郎をモデルとしており、明らかに本人と特定されうる表現が利用されな

¹⁷ 佐藤・前掲注(8)490頁。

¹⁸ 佐藤・前掲注(6)206頁。

¹⁹ 東京地方裁判所1964年9月28日判決、下級審民事判例集15巻9号2317頁、判例時報385号12頁。

がら、再婚相手である料亭の女性経営者との私生活を描写した。原告は、この小説が自己の私生活の「のぞき見」の描写を公開したことによりプライバシーが侵害されたことを理由として、三島と新潮社に民事上の不法行為に基づく損害賠償と謝罪広告の掲載を求めて東京地方裁判所に提訴した。東京地方裁判所は、日本国憲法13条を根拠に、人格権としてのプライバシー権の侵害による損害賠償請求を認めた。

具体的には、裁判所はまずプライバシー権の根拠として次のように述べている。

「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法のよって立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによってはじめて確実なものとなるのであって、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言うまでもないところである。このことの片鱗はすでに成文法上にも明示されているところであって、……今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていることとを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である」。

つぎに、プライバシー侵害の救済要件について、次のように判示している。

「いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解されるから、その侵害に対しては侵害行為の差し止めや精神的苦痛に因る損害賠償請求権が認められるべきものであり、……プライバシーの侵害に対し法的救済が与えられるためには、公

開された内容が(イ)私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感受性を基準にして公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、(ハ) 一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とする」。

なお、本判決が示したプライバシー権侵害の救済要件は、その後のプライバシー権をめぐる裁判においても概ね踏襲されている。

(2) 情報プライバシー権をめぐる判例

1) 長良川推知報道事件²⁰

① 事案の概要

X(当時18歳)は、他人と共謀の上、殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件を連続して犯したため起訴された。週刊誌を発行している出版社Yは、地方裁判所に上記各事件の刑事裁判の審理が係属していた平成9年7月31日発売の週刊誌上に、「『少年犯』残虐」「法廷メモ独占公開」などという表題の下に、事件の被害者の両親の思いと法廷傍聴記等を中心にした記事を掲載したが、その中に、Xについて、仮名を用いて、法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を記載した部分がある。Xは、本件記事により名誉を毀損され、プライバシーを侵されたとして、Yに損害賠償を請求した。1審はXの請求を一部認容し、2審は控訴を棄却したため、Yが上告した。

② 判決の要旨

²⁰ 最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁。

「Xは、本件記事によって、A'がXであると推知し得る読者に対し、Xが起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること（以下「犯人情報」という。）及び経歴や交友関係等の詳細な情報（以下「履歴情報」という。）を公表されたことにより、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれもXの名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、Xについてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。」

「したがって、Yの本件記事の掲載行為は、Xの名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。」

「また、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから（最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁）、本件記事が週刊誌に掲載された当時のXの年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによってXのプライバシーに属する情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断す

ることが必要である。」

2) 江沢民講演会参加者名簿提出事件²¹

① 事実の概要

Yである早稲田大学は、中華人民共和国の江沢民主席による講演会を計画し、参加希望の学生を募ることとした。また、本講演会への参加の申込みは、学内の事務所等に備置された参加者名簿に記入することが必要とされ、その名簿用紙には、氏名、学籍番号、住所及び電話番号の記入欄が設けられていた。参加申込みをしていた学生であったXらは、名簿に氏名等を記入した上で参加証等を入手していた。

本件講演会が開催される前に、Yは、警視庁からの要請を受けて、その警備活動に協力するために、Xらの同意を得ることなく、参加者名簿の写しを警視庁に提出していた。講演中に「中国の核軍拡反対」と大声で叫ぶなどして、威力業務妨害罪で現行犯逮捕されXらは、Yに対してプライバシー権などの侵害を理由に不法行為に基づき慰謝料30万円及び弁護士費用3万円の損害賠償を請求した。

② 判決の要旨

「本件個人情報、早稲田大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を決めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。」

「しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なこと

²¹ 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。

であり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、Xらのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある」

「本件講演会の主催者として参加者を募る際にXらの本件個人情報を収集した早稲田大学は、Xらの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれぬ本件においては、本件個人情報を開示することについてXらの同意を得る手続を執ることなく、Xらに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

また、「原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない。」

3) 住民基本台帳ネットワークシステム²²訴訟²³

1999年、住民基本台帳法の改正により、地方公共団体の共同システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」とい

²² 住民基本台帳ネットワークシステムではないが、本システムが導入前の平成11年5月に発覚した京都府宇治市の住民基本台帳データ（以下、台帳データ）の流出事

う) 導入された。住基ネットを通じて、市町村と都道府県・指定情報処理機関である地方自治情報センターは結ばれることが実現され、本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日の4情報)に住基法改正によってつけられた住民票コード、及びこれらの変更情報)を共有することによって、これらの情報を相互に利用することを可能にした。しかし、本人確認情報が住基ネットにより流通されるため、情報漏えいの危険性や個人情報が一元的に管理されることによる住民のプライバシーが侵害される恐れが生じると問題視され、全国各地で住基ネットへの本人確認情報の提供の差止めや損害賠償、住民訴訟等が提起された。これらの訴訟のほとんどは合憲性の問題を議論の焦点に絞っており、地裁レベルにおいても、高裁レベルにおいても判断が対立している。こうした混乱を解消するために、大阪高裁平成18年11月30日判決²⁴の上告に対して、平成20年3月6日最高裁は判断を下した。

① 事案の概要

守口市の住民Xらは、住基ネットにより行政機関が住民の個人情報

件がある。これは大量の個人情報の流出を起因とする損害賠償をめぐる象徴的な事件であるため、その詳細を確認していきたい。

1998年、京都府宇治市は、台帳データをもとに、乳幼児健診システムの開発業務を外業者である大阪市北区のシステム開発会社に委託したところ、その再々委託先業者に勤務していたアルバイト従業員が、個人データを不正に光磁気ディスクにコピーし、名簿販売業者に売却した。更に名簿業者がこのデータの購入をインターネット広告に掲載し、勧誘、販売などを行った。宇治市の住民は、宇治市に対して国家賠償法1条または不法行為の使用者責任(民法715条)に基づいて、損害賠償を請求した。

本件について、大阪高裁判決は次のような旨の判断を下した。すなわち、本件では、データそのものがインターネット上に流出したわけではなく、また、データの不正利用による具体的な被害があったわけではない。しかし、このデータは宇治市の適正な支配下で管理されるべきものであるにもかかわらず、その支配下から流出した。そのため、原告らのプライバシー権が侵害されたことを認め、宇治市に対し1人当たり慰謝料1万円、弁護士費用5000円の支払いを命じた。宇治市は判決を不服として最高裁判所に上告を申し立てたが受理されなかったため、大阪高裁判決が確定した。

²³ 最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁。

²⁴ 判例時報1962号(2007年)12頁。

を同意なく収集、管理又は利用することは、憲法13条により保障されたプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものであるなどを理由に、守口市（Y）に対し、人格権に基づく妨害排除請求として、住民基本台帳からのXらの各住民票コードの削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償（慰謝料）の支払を求めた。

② 判決の要旨

一、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、及び住所からなる四情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。このうち四情報は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、変更情報も、転入、転出等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報にとどまるもので、これらはいずれも、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。そして、住民票コードは、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等を目的として、都道府県知事が無作為に指定した数例の中から市町村長が一を選んで各人に割り当てたものであるから、上記目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。」

二、「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということはできる。住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険が

ないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用または本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分または刑罰をもって禁止されること、住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じているなどに照らせば、住基ネットにシステム技術上又は制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」

三、「行政個人情報保護法は、行政機関における個人情報一般についてその取扱いに関する基本的事項を定めるものであるのに対し、住基法三〇条の三四等の本人確認情報の保護規定は、個人情報のうち住基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であるから、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解すべきであって、住基法による目的外利用の禁止に実効性がないとの原審の判断は、その前提を誤るものである。」

四、「システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。…データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象になり、さらに秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も刑罰をもって禁止されて

いること、現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということとはできない。そうすると、行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということはできず、当該個人がこれに同意しないとしても、憲法一三条により保護された上記の自由を侵害するものではないと解するのが相当である。」

4) ベネッセによる個人情報流出事件²⁵

① 事実の概要

Xは未成年者Aの保護者であり、Yは、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という。）である。Yは、顧客の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号並びに顧客の保護者の氏名といった個人情報を管理していたが、これらの個人情報は、遅くとも平成26年6月下旬頃までに外部に漏えいした。この漏えいは、Yのシステムの開発、運用を行っていた株式会社シンフォームの業務委託先の従業員であった甲が、Yのデータベースからその顧客等に係る大量の個人情報を不正に持ち出したことによって生じたものである。また甲は、持ち出したこれらの個人情報の全部又は一部を複数の名簿業者に売却した。

② 判決の要旨

「本件個人情報は、Xのプライバシーに係る情報として法的保護の対

²⁵ 最判平成29年10月23日判例時報2351号7頁。

象となるというべきであるところ(最高裁平成14年(受)第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照)、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、Xは、そのプライバシーを侵害されたといえる。」

「しかるに、原審は、上記のプライバシーの侵害によるXの精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちにXの請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」

なお、本件をめぐる具体的な賠償額について、司法判断は相違する²⁶。

5) マイナンバー制度に関する事件²⁷

① 事実の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)により個人番号を付番されたXらは、国であるYに対し、番号利用法に基づきXらの特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の収集、保管、利用又は提供をす

²⁶ ベネッセによる個人情報流出事件では、集団訴訟につき、「慰謝料が発生するほどの精神的苦痛があるとは認められない」とした判決(東京地判平30・6・20)と、一人当たり3000円の慰謝料を認めた判決(東京地判平30・12・27)が出されており、司法判断が分かれている。

他方、同事件の個人訴訟において、2016年大阪高裁は、原告の請求を棄却しているが、2017年の最高裁第2小法廷で審理が差し戻され、2019年11月20日、大阪高裁は、プライバシーの侵害を認め、千円の支払いを命じている。なお、同判決が、判決理由の中で、流出情報の全てを回収、抹消することは不可能であるとし、「流出は男性に精神的苦痛を生じさせ、流出先が不明なことは不安感を増幅させる」として、私生活上の平穏を害したと判断したことは、注目に値する。

²⁷ 最判令和5年3月9日民集77巻3号627頁。

る行為は、憲法13条の保障するXらのプライバシー権を違法に侵害するものであると主張して、Yに対し、プライバシー権に基づく妨害予防請求又は妨害排除請求として、Xらの個人番号の利用、提供等の差止め及び保存されているXらの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求めた。

② 判決の要旨

イ、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由
「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される（最高裁平成19年（オ）第403号、同年（受）第454号、同20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁）」。

「そこで、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為がXらの上記自由を侵害するものであるか否かを検討するに、……同法は、個人番号等の有する対象者識別機能を活用して、情報の管理及び利用の効率化、情報連携の迅速化を実現することにより、行政運営の効率化、給付と負担の公正性の確保、国民の利便性向上を図ること等を目的とするものであり、正当な行政目的を有するものといえることができる」。

「……番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等は、上記の正当な行政目的の範囲内で行われているといえることができる」。

ロ、政令等への委任

「なお、番号利用法19条14号及び16号は、上記の特定個人情報の提供の禁止が解除される例外事由の一部の定めを政令又は個人情報保護委員会規則に委任するが、特定個人情報の提供が許されるべき全ての場合を同法に規定することは困難であり、その一部を政令等に委任する

ことには合理的必要性があるというべきである。そして、同条14号は、……白紙委任を行うものとはいえないし、これを受けた番号利用法施行令25条及び別表各号の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない。また、同法19条16号も、……白紙委任を行うものとはいえず、これを受けた同規則の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない」。

ハ、具体的な危険

「もっとも、特定個人情報の中には、個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が多数含まれることになるところ、理論上は、対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い、個人の分析をすることが可能であるため、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報が芋づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等が番号利用法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得るものである」。

しかし、「……諸点を総合すると、番号利用法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずには又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」。

「そうすると、行政機関等が番号利用法に基づき特定個人情報の利用、提供等をする行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできない。したがって、上記行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公

表されない自由を侵害するものではないと解するのが相当である。また、以上に述べたところからすれば、Yが番号利用法に基づきXらの特定個人情報の利用、提供等をする行為はXらのプライバシー権を違法に侵害するものであるとするXらの主張にも理由がないものというべきである」。

3、判例の総括

(1)「情報」概念へのシフト

上記判例の流れを包括的に眺めると、高度情報化社会の到来に伴い、「宴のあと」事件により確立した古典的なプライバシー概念は瓦解しつつある傾向が見られる。そこで、最高裁判決は、民事判例において「プライバシーに属する情報」および「プライバシーに係わる情報」を導入し、事案の分類を行う試みが見られよう。すなわち、内容が機微にわたる、センシティブな情報については、前者として分類されるのに対し、「秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」個人情報については、後者の概念を用いて紛争処理に臨んでいる。

また、「プライバシーに属する情報」については、個人情報の公表がプライバシーの侵害に当たるか否かは、比較衡量を行った上で判断されており、例えば、長良川推知報道事件では、「公表されない法的利益とこれを公表する理由」の比較衡量の必要性が明言され、「プライバシーに属する情報」に関する紛争処理の指針となった。他方、「プライバシーに係わる情報」は、必ずしも利益衡量が必要とされておらず、例えば、江沢民講演会参加者名簿提出事件では、「情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切」たため、プライバシー侵害による不法行為責任が認められた。

すなわち、判例実務では、「プライバシーに属する情報」については、個人情報公表された場合は、比較衡量を行った上で侵害されているか

否かが判断される。「プライバシーに係わる情報」については、本人がその情報を任意に提供した場合、受け取った側が特定の第三者に開示する際に、比較衡量を必要とせずに、無断での開示が不当であることを原則とされている²⁸。

なお、前述のように、佐藤教授は、憲法13条に基づく個人に関する情報を、個人の道徳的自律の存在としての個人の実存に関する情報（プライバシー固有情報）と個人の道徳的自律の存在に直接関わらない外的事項に関する個別的情報（プライバシー外延情報）との分類を提案していた。この見解は民事裁判の実務にも大きな影響を及ぼしていることを無視することができないと思われる。すなわち、いわゆる情報プライバシー権をめぐる裁判実務を俯瞰すると、佐藤教授の考え方は、「プライバシー固有情報」→「プライバシーに属する情報」、「プライバシー外延情報」→「プライバシーに係わる情報」という構図の誕生に重要な役割を果たしたと言えよう。

(2) AI技術の発展に伴った新課題の浮上

本稿で取り上げた判例を横断的にみると、最高裁の裁判実務上では、「プライバシーに属する情報」および「プライバシーに係わる情報」という二つの軸を用いて紛争処理が行われている。しかし、AI技術の飛躍的な革新が進むに伴い、プライバシーの侵害をめぐる紛争は全く新しい局面を迎えたと理解することができると思われる。

デジタル技術の発展を回顧すると、2000年代インターネットの普及とデジタルデータの爆発的増加により、機械学習とデータマイニングが進化するにつれ、GoogleやFacebookなどの企業がAI技術を活用し始めた。そんな中、クライブ・ハンビー（Clive Humby）氏は、2006年にデータ

²⁸ 栗田昌裕「判批」法学教室484号（2021年）128頁。

は新しい石油であると述べ、2010年代から、ディープ・ラーニングという機械学習技術が全面的に普及されることにより、データ＝資源という発想がさらに定着しつつあった。こうした社会状況の変化により、情報漏えいに関する紛争の状況をも一変させたと見ることができよう。

上述の社会情勢の中、ベネッセによる個人情報流出事件は、紛争状況の変貌を浮き彫りにした重要な事案であると理解することができる。本件については、最高裁は、最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁の判決を継承し、「プライバシーに係る情報」に関する事件として本件の処理を行った。そして、データの経済的価値がますます認められる中、リクナビ内定辞退率販売事件が生じ、本事件では、リクルートキャリアはサイトの閲覧履歴などをAIで解析し、内定を辞退する確率を五段階で導き出してデータを企業に販売した。本件については、「ビッグデータの名を借りて事実上のパーソナルデータのやりとりをすることによって大きな金額のデータの売買が行われていることに着目すれば、パーソナルデータが非常に大きな財産的価値を持っているということを示した点で、そのような財産的価値の保護という観点からの法整備の必要性を明らかにした事件である」との指摘が見られる²⁹。

また、急変した情報社会を踏まえて、本人が任意に提供した「プライバシーに係わる情報」については、提供者は、相手方に対してその適切な管理について合理的な期待を抱いているため、無断での第三者提供はその期待に反するものであって原則として認められないという見解が唱えられている³⁰。

²⁹ 宮下修一「プラットフォームにおける「データ」の取扱いと消費者保護—日本の現状をふまえて」『民事法学』92号（韓国民事法学会、2020年）386頁。

³⁰ 曾我部真裕「判評」民商法雑誌157巻5号（2021年）45—46頁。なお、46頁は「プライバシーに係わる情報」であっても、「およそ比較衡量が排除されるわけではないが、まずは同意を得ることが求められ、同意取得が困難だった場合に優越的利益による正当化が検討される」と指摘している。

概して言えば、近時の社会情勢をみると、AI技術のすさまじい進化により、データの経済的価値が一般的に認識されるようになってきた。この新しい趨勢が顕在化する中、判例実務は、「プライバシー」および「情報」の概念を活かし、従来の枠組みを維持しつつ紛争解決に臨んでいる。実際、プライバシー権に関する判例と個人情報保護に関する判例との区別は、これら二つの概念の関係が明らかでないため、必ずしも容易ではないと指摘されている³¹。

四、AI時代の社会情勢および法的考察

1、SNS、ソーシャルメディアの普及とプライバシー概念の動揺

プライバシー概念については様々な考えが存在するが、最高裁判決を担当した調査官は、「従前の判例（最二小判平成15・3・14民集57巻3号229頁、最二小判平成15・9・12民集57巻8号973頁等）に照らせば、プライバシーは、判例実務上、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報のみだりに公開されない利益又は権利である」と説明している³²。しかし、SNSやソーシャルメディアの拡散により、判例実務上で定着しているプライバシーの概念に対して大きな揺らぎをもたらしたと考えられよう。

例えば、AI技術をリードしているアメリカの状況を見ると、Clearview AIというITベンチャー企業は物議を醸した。2020年1月、ニューヨークタイムズによる「The Secretive Company That Might End Privacy as We Know It」³³という記事によって、Clearview AI社の存在とその活動が広く

³¹ 加藤隆之「プライバシー権侵害・個人データ保護法違反と民事責任」亜細亜法学、53巻2号（2019年）21頁。

³² 村田一広「判解」ジュリスト1563号（2021年）97頁。

³³ <https://www.nytimes.com/2020/01/18/technology/clearview-privacy-facial-recognition.html>

知られるようになり、従来のプライバシーをめぐる考えに大きな衝撃を与えている。Clearview AI社は、高精度な顔認証技術（Facial Recognition Technology）を活かしつつ、Facebook、Twitter、LinkedInなどソーシャルメディアに掲載されている数百億枚以上の顔写真をスクレイピングして、未知の人物の写真との照合を可能にするサービスを提供した。そして、Clearview AI社の提供した写真照合サービスは米国の多くの法執行機関で利用されるようになり、会社に多くの収益をもたらした。

上記記事を受け、2020年5月、「アメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union, ACLU）」をはじめとする複数の団体は、イリノイ州生体情報プライバシー法（BIPA）の定める書面に基づく合意を得ずに顔写真を収集したことを理由に、イリノイ州クック郡巡回裁判所に提訴した。そして、2022年5月9日、Clearview AIは訴訟を和解することに同意した。本和解によってClearview AIは、米国国内における個人と民間企業に対して個人顔データベースのアクセスの販売、譲渡が禁止されるが³⁴、連邦政府及び州の機関、米国の一部の金融機関に対しても今後もデータベースを販売できるようである³⁵。なお、カナダやEUなどは、Clearview AI社に対して厳しい対応を見せている。

上述の事案では、Clearview AI社は、SNS、ソーシャルメディアから膨大な数に上る顔写真を集取し、顔認証技術を駆使した上で、写真照合サービスを提供した。現状を見ると、ソーシャルメディアやSNSの利用者は、YouTube、Twitter、Facebookなどのプラットフォームを通じて、個人の写真を含めた情報を発信し、可視化したため、自らの意思により個人の「私生活上の事実又は情報」を公開したとも解することができる。今後は、個人の知名度を上げ、収益を拡大することを目指している人々が増加し、YouTubeやTikTokのようなプラットフォームでの情報公開の

³⁴ <https://techcrunch.com/2022/05/09/clearview-settlement-bipa/>

³⁵ <https://www.nytimes.com/2022/05/09/technology/clearview-ai-suit.html>

ケースがさらに増えると予想される。こうした社会趨勢の中、古典的なプライバシー権の考え方をを用いて、プライバシーの保護に関する紛争を処理するには限界が生じるであろう。

2、考察

(1) 日本における議論の特色

プライバシーをめぐる議論について憲法学界では論争が非常に発達しており、現在、議論の重要な対象であるプライバシー、個人情報といった概念は、大変曖昧なものとなっているにもかかわらず、日常的な用語として市民レベルまで浸透し、普段の生活に使用されている。こうした状況を誕生させたのは次のような社会背景があるとの指摘がなされている³⁶。すなわち、監視社会への危惧から、プライバシーが非常に有用な道具として機能し、これにより国家を縛る。つまり、住基ネットの訴訟や監視カメラなど、日本の監視社会の進展という事態を考えたときに、一つの抵抗、対抗の原理としてプライバシーという法理はきわめて重要であり、有益なわけである。また、言論規制・表現規制の場面ではプライバシーが規制のシンボルとして最大限利用されてきたため、「プライバシー」の範囲をさらに踏み越えて、「個人情報」という漠然とした括り方でもってその規制を強め、広められてきた。

さらに、上記の経緯を踏まえ、「プライバシー」と「個人情報」との関係性については、次のような見解が見られる³⁷。従来の古典的なプライバシー概念は武装解除され、非常に問題の多い使われ方に解体されており、その大きな要素の一つに、個人情報としてプライバシーの問題を捉えている方向性が見られ、プライバシーを語りながら、実際は個人情報

³⁶ 田島泰彦、山野目章夫、右崎正博編著『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006年）316頁（田島泰彦発言）。

³⁷ 田島、山野目、右崎・前掲注③338頁（田島泰彦発言）。

という非常に広い法理、これに事実上換骨奪胎されつつある。その結果、プライバシーは茫然とした概念へ変貌している。

なお、直近の議論状況を鳥瞰すると、混迷してきたプライバシーの保護を巡る議論については、「自律としてのプライバシー」と「信頼としてのプライバシー」の複合により構成する解釈論を唱える見解が見られる³⁸。また、プライバシー権を「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」として捉える考え方も存在する³⁹。

(2) 「情報」概念の曖昧さがもたらす混迷状況

国民的な辞典である広辞苑では、「情報」について次のように定義している。「①ある事柄についてのしらせ。②判断を下したり行動を起こしたりするために必要な、種々の媒体を介しての知識。③システムが働くための指令や信号」と説明している。これに対して、大辞林では、「①事物・出来事などの内容・様子。また、その知らせ。②ある特定の目的について、適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識。③機械系や生体系に与えられる指令や信号。④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。」と説明されている。二つの辞典の説明を踏まえてみると、日本における「情報」の概念は、数値や事実などの単なるデータや知らせにとどまらず、社会や文化、技術と密接に結びついた複雑なものである。換言すれば、日本では、「情報」とは、ITにおけるINFORMATIONとCIAにおけるINTELLIGENCEと混合した極めて曖昧な概念であると言えよう⁴⁰。

³⁸ 齊藤邦史「プライバシーにおける『自律』と『信頼』」情報通信政策研究、第3巻第1号(2019年)、IIの1-18頁。

³⁹ 音無知展『プライバシー権の再構成—自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ—』(有斐閣、2021) 193頁以下。

⁴⁰ もっとも、漢字の意味を重要視する中国語では、INFORMATION = 「信息」およびINTELLIGENCE = 「情報」、「諜報」は区別された上で使用されている。

なるほど、法的理論を模索する際に、情報という曖昧な概念を用いれば、「個人情報という非常に広い法理」の構築に資するため、情報という言葉は意図的に選ばれたとみることもできよう。そして、個人情報保護の法理が定着し、情報保護の多用により、プライバシー概念の多義化を促すことに拍車をかけたとも考えられるであろう。

なお、直近の議論をみると、プライバシー権という概念の不透明さが増え、個人情報保護の考え方が着実に普及する中、いわゆる情報プライバシー権という概念を重要視し、これを類型化する試みが見られた。すなわち、プライバシー・個人情報保護の分野においては、従来、「同意原則」ないし「通知・選択アプローチ」は、AI技術の普及によって、実効的な本人同意を実現することが、困難になってきていることを踏まえて、プライバシー権は、大きく、情報のプライバシー、自己決定のプライバシー、領域のプライバシーに棲み分けた上、情報プライバシー権については、さらに「自己情報コントロール権」、「自己情報適正取扱権」、「私生活非公開権」の3つに区分するとする見解が現れた⁴¹。

(3) AI時代におけるパーソナルデータ概念の位置づけ

1) プライバシー権概念の揺らぎ

プライバシー権の原点は、「ひとりで放っておいてもらう権利」としてアメリカの判例の蓄積である。1964年の「宴のあと」事件一審判決は、私法上の権利、すなわち人格権としてプライバシー権を日本に導入し、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義している。その後、この権利は、個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえで必要不可欠なものであるとされ、憲法に基礎づけられた権利であることを認められ、憲法の通説的な位置にある芦部教授も、次のような定義づけ

⁴¹ 村上康二郎「情報プライバシー権の類型化に向けた一考察」情報通信政策研究、第7巻第1号(2023年)II-1頁以下。

をしている。すなわち、プライバシーの権利とは、「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事項（たとえば容ぼう、前科などの自己に関する情報）は各自が自律的に決定できる自由」である⁴²。

しかし、デジタル社会において、単にひとりで放っておいてもらう権利の保障だけでは不十分であって、プライバシーの権利をより積極的に、自己の存在に関わる情報を開示する範囲を選択できる権利として見直す必要が生じたため、「自己情報コントロール権説」には多くの賛同が得られるようになった⁴³。

もっとも、従来、日本の議論においては、プライバシー権を一元的に捉える傾向が顕著であったが、高度情報化社会の到来に伴い、プライバシー権の根拠や内容について多元的に把握すべきとする見解が増えるようになった。また、憲法学界においては、プライバシーに関する理解について、人格的利益の側面のみならず、信頼関係の側面にも焦点を当てる見解が増えつつある。例えば、佐藤教授は、プライバシーをめぐって、「相手の行動を監視しようとしないうちに信頼関係が生まれる」と指摘した上で、「プライバシーは信頼関係の発生・存続に不可欠の役割を果たす」と唱えている⁴⁴。さらに、駒村教授は、プライバシーの理解については、自分の情報を預けるときに、ある種の信託的な関係を構築するとの理解を示している⁴⁵。

他方、前述のClearview AI社の事案は、「ひとりで放っておいてもらう」を源泉とする古典的なプライバシー権に大きな打撃を与えることになると思われる。この事案では、ソーシャルメディアやSNSの利用者は、自

⁴² 芦部信喜、高橋和之補訂『憲法（第8版）』（岩波書店、2023年）126－127頁。

⁴³ 曾我部真裕、山本龍彦「自己情報コントロール権をめぐって」情報法制研究、第7号（2020年）128頁は、「AI技術の発展やプラットフォームの台頭が著しいこの時代だからこそ、自己情報コントロール権を基本権として捉えることがより一層重要になってくる」と指摘されている。（山本龍彦発言）

⁴⁴ 佐藤・前掲注(8)272－273頁。

⁴⁵ 駒村圭吾「ポスト3.11のコミュニティ」法律時報84巻5号（2012年）3頁。

らの意思により積極的に個人の写真を含めた情報を発信し、可視化した。情報環境が大きく変わってきたデジタル社会では、YouTube、Twitter、Facebookなどのデジタルプラットフォームで個人情報を公開した者は、「ひとりで放っておいてもらう権利」を放棄していると同視することもできよう。こうした社会状況の変化は、プライバシー権の保護理論に難問を投じていると言えよう。なお、「個人情報の保護については、権利の発想転換ではなく、むしろ古典的プライバシー概念に依拠して、その延長線上の問題として解決できる」とする見解も見られるが⁴⁶、物議を醸したClearview AI社の事案の登場は、この見解に基づく解釈論の展開に更なる困難を与えることになろう。

加えて、前述のように、日本語における「情報」の概念は、元々インフォメーションの範囲に止まらず、極めて曖昧なものである。現状では、個人情報保護が、プライバシー権と同等の権利であるということの論証は十分になされておらず、プライバシー権と個人情報保護との関係も十分に明らかにされていないにもかかわらず、個人情報というだけでプライバシー権と同等の扱いを求める風潮があると言われている⁴⁷。「プライバシー」の範囲をさらに踏み越えたと言われている「個人情報」の保護に関する考え方が一般化することにより、プライバシー権の茫然さをさらに増幅させ、プライバシー権の一層の揺らぎをもたらすことになると思われる。

2) パーソナルデータの法的性質および位置づけ

AI技術の革新と共に、パーソナルデータの経済的価値は高まり続けており、その権利保護のための法的メカニズムが求められている。パブリシティ権の進化により、新たな財産権として認識されるパーソナルデー

⁴⁶ 加藤・前掲注③126頁。

⁴⁷ 加藤・前掲注③175-76頁。

タ提供者の権利は、「市民データ権 (right of civil data)」として具体化されるべきである。この経済的な利益を排他的に支配することのできる権利を認めることにより、AI時代におけるデータ駆動型経済発展の促進に資すると思われる。また、パーソナルデータ提供者の承認を得られた上でのデータの有効利活用は、高齢者支援などの喫緊な社会課題の解消に役に立つことは介護現場ではすでに実証されている。

しかし、現状では、混迷状況下にあるプライバシー権をめぐる理論はすぐに収斂する見込みが見られず、また、極めて曖昧な「情報」という概念に基づいて、その法的保護が図られている。他方、社会実情を見ると、プライバシーや個人情報保護に関する理念は社会全体に浸透し、その波及効果としては、人々によるプライバシーや個人情報保護への判断としない懸念は高まりつつある。こうした社会情勢はデータ駆動型経済の発展にマイナスの効果をもたらす恐れが生じると思われる。

翻って国際社会の動向を巨視的に見ると、デジタル社会においては、データという概念を用いてその保護策を図ることは時代の潮流であると言えよう。例えば、近時ヨーロッパでは、パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するために、EU一般データ保護規則 (GDPR) が制定された。これはパーソナルデータの保護に関するEU域内での統一的なルールとなり、2018年5月全面施行された。また、GDPRに定められる「データポータビリティ権」⁴⁸はスムーズに移転することを実現したこ

⁴⁸ GDPR第20条データポータビリティの権利 (Article 20 Right to data portability)

1. データ主体は、以下の場合においては、自己が管理者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらのパーソナルデータを移行する権利を有する。(a)その取扱いが第6条第1項(a)若しくは第9条第2項(a)による同意、又は、第6条第1項(b)による契約に基づくものであり、かつ、(b)その取扱いが自動化された手段によって行われる場合。
2. データ主体は、第1項により自己のデータポータビリティの権利を行使する際、技術的に実行可能な場合、ある管理者から別の管理者へと直接に個人デー

とから高く評価されている⁴⁹。上述の日本における理論状況や社会現状などを踏まえると、プライバシーや情報という概念がもたらす不透明さを解消するために、より積極的にデータの概念を導入し、権利者の保護を図ることが望ましいと思われる。

また、国際的な流れおよびAIの発達が目撃されている中、2020年日本において個人情報保護法に関する重要な改正が行われた。個人情報保護委員会が初めて担った本改正では、変更された内容は多岐に渡るが、本稿のパーソナルデータの利活用促進という視点から、特に注目しているのが「匿名加工情報」以外の「仮名加工情報」概念⁵⁰の新設である。その立法目的を見ると、データ利活用の促進が顕著に伺うことができよう⁵¹。

上述の国内外における社会、経済の近況および情報通信技術の劇的発展を巨視的に見ると、人類は前人未踏の新時代を迎えたと言えよう。今後、AI技術の凄まじい革新のため、介護や医療現場から生じたデータなどを始め、パーソナルデータに内包する経済的な価値がさらに高まると予想される。そこで、経済的な利益を排他的に支配することのできる市民データ権の確立は、データ駆動型経済の促進に幾分役に立つであろう。その権利の客体であるパーソナルデータは、経済的価値を有すると同時に、個人に由来するため人格の側面をも持っているとして理解することが

タを移行させる権利を有する。

(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>) を参照。

⁴⁹ 小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト1521号(2018年)26頁。

⁵⁰ 個人情報保護法2条5項は、「この法律において『仮名加工情報』とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。」と定めている。

⁵¹ 佐脇紀代志編著『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』(商事法務、2020年)16頁は、「仮名加工情報とすることで、それ単体では特定の個人を識別できなくなるため、加工前の個人情報よりも漏えい等が発生した場合の本人の権利利益の侵害リスクを低減させることができる一方で、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を、比較的簡便な加工方法で実施することが可能になります。」と説明している。

できよう。すなわち、光は「波」と「粒」の二つの性質を持っているように、パーソナルデータにも「人格」と「価値」の二つの性質を内包しており、両者は決して対立しているわけではないと言えよう。

五、おわりに

プライバシー権の概念は、古典的には「ひとりで放っておいてもらう権利」として理解されてきたが、その意味は必ずしも明確ではなかった。その後、本概念は、現代社会の特性および海外における議論の動向などが考慮された上、憲法学者により「情報をコントロールする権利」として捉え直されるようになった。その議論の中で誕生した「プライバシー固有情報」および「プライバシー外延情報」の概念は、「プライバシーに属する情報」および「プライバシーに係わる情報」へ変貌し、判例実務に大きな影響を及ぼしている。しかし、日本語における「情報」はインフォメーションを超越した極めて曖昧な概念であるため、「プライバシー」に「情報」を加えても、概念明確さの向上効果は限定的であるように思われる。

学界における討論を概観すると、デジタル技術が発展すると共に情報環境が一変する中、プライバシー権をめぐる議論が一層混迷してきた。そして、AI技術の発展にともない、プライバシー概念の茫然さを増幅させていると考えられよう。とりわけ、本稿で取り上げたClearview AI社の事案はその象徴的な例であると思われる。こうした社会情勢の中、プライバシー権は更なる揺らぎが生じるようになり、関連議論が即座に収まることはなからう。

他方、近時AI技術の発達によりデータ利活用の重要性が認識され、データ駆動型経済の発展は大きな課題として浮上してきた。パーソナルデータ利活用の利便性を高めるためには、「プライバシー」や「情報」の代わ

りに、データの概念を積極的に取り入れ、その保護策を図るべきだと思われる。市民データ権の客体であるパーソナルデータは、光は「波」と「粒」の二つの性質を持っているように、そこにも「人格」と「価値」の二つの性質を内包していると考えられる。

パーソナルデータの利活用は、AI時代では必要不可欠であり、データ利活用促進の資する法的枠組みの一つとしてはデータ信託であると考えられる。とりわけデータ信託は、介護や医療データを活かすことにより超高齢社会の課題解決に役に立つであろう。もちろん、データプロファイリングによる侵害の危険は無視することができないが、データの信託契約などの当事者間の合意により課題解決を図ることが考えられる。

* 本稿は、2022年度公益財団法人トラスト未来フォーラム公募助成「高齢者データの信託をめぐる法的枠組みの構築」による研究成果の一部である。